産業横断的指標等（気候関連の移行リスク、気候関連の物理的リスク及び気候関連の機会）に関する開示

2025 年 7 月 31 日公表

目 的

1. 本文書は、産業横断的指標等のうち、次の開示を作成するにあたり参考となる情報を提供することを目的としています。

   (1) 気候関連の移行リスク（気候基準第 46 項(2)）

   (2) 気候関連の物理的リスク（気候基準第 46 項(3)）

   (3) 気候関連の機会（気候基準第 46 項(4)）

キーワード
産業横断的指標等、脆弱な資産又は事業活動、機会と整合した資産又は事業活動、規模に関する情報

どのような開示が求められているのか

2. SSBJ 基準では、本資料第 1 項に記載した事項に関連して、ISSB 基準と同様の「数値及びパーセンテージ」の開示を行うか、SSBJ 基準独自の選択肢として、「規模に関する情報」の開示を行うことを求めています（気候基準第 79 項から第 81 項）。

項目	ISSB 基準と同じ定め	SSBJ 基準独自の選択肢
気候関連の移行リスク（気候基準第 79 項）	気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ	気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の規模に関する情報
気候関連の物理的リスク（気候基準第 80 項）	気候関連の物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ	気候関連の物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の規模に関する情報
気候関連の機会（気候基準第 81 項）	気候関連の機会と整合した資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ	気候関連の機会と整合した資産又は事業活動の規模に関する情報

3. ISSB 基準と同じ開示を行うか SSBJ 基準独自の選択肢に基づいて開示を行うかは、気候関連の移行リスク、気候関連の物理的リスク、及び気候関連の機会のそれぞれについて判断できることとされています。

4. ここで、SSBJ 基準では、「リスクに対して脆弱な資産又は事業活動」や「機会と整合した資産又

SSBJ ハンドブックは、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局が SSBJ 基準を利用される方の便宜を考慮して作成したものであり、サステナビリティ基準委員会の審議を経ていない。
また、SSBJ ハンドブックに含まれる本文書は、公表日又は更新日現在のものであり、今後、更新する場合がある。

は事業活動」という用語を定義していません。これは、測定方法や基礎データの進化に備えるため、産業横断的指標等に関する定めを意図的に具体性のないものとすることで、企業が適切な指標を識別できるようにするという IFRS S2 号の趣旨を SSBJ 基準に取り入れたものと考えられます。このため、どのような資産又は事業活動が開示に含まれるのかに関しても、あわせて開示することが考えられます（気候基準 BC189 項）。

「リスクに対して脆弱な」及び「機会と整合した」資産又は事業活動について

(1) なぜこれらについての開示が求められているのか

5. 本資料第 2 項に記載した開示項目は、2021 年に金融安定理事会の「気候関連財務開示に関するタスクフォース」（TCFD）により公表された「指標、目標、移行計画に関するガイダンス」において開示推奨項目として示された指標が、ISSB 基準において要求事項とされ、SSBJ 基準においても、国際的な整合性の観点から取り入れたものです。

6. ISSB 基準において当該要求事項を取り入れた具体的な理由は明らかにされていないものの、当該開示は、自社の資産又は事業活動がリスクに対して脆弱かどうか、及び機会と整合しているかどうかに関する経営者の評価を端的に示すこととなるため、利用者にとって理解しやすく、また、他のリスク及び機会の開示との整合性や財務諸表とのつながりなど、企業を評価するにあたり端緒となる有用な情報を提供することが考えられます。

(2) 「リスクに対して脆弱な」及び「機会と整合した」とはどのような意味か

7. SSBJ 基準では、「リスクに対して脆弱な資産又は事業活動」や「機会と整合した資産又は事業活動」という用語を定義していません。したがって、企業が表現しようとするものを忠実に表現するため、企業の置かれた状況に即して、その範囲を画定するための考え方を企業が整理したうえで、当該考え方に従って開示の対象とする資産又は事業活動を決定することが考えられます（気候基準 BC188 項）。

8. 前項のようにした場合、「リスクに対して脆弱な資産又は事業活動」や「機会と整合した資産又は事業活動」が何を意味しているのかが企業によって異なる可能性があり、企業間の比較可能性が損なわれることが懸念されます。このため、当該開示にどのような資産又は事業活動が含まれるのかに関しても、あわせて開示することが考えられるとしています（気候基準 BC189 項）。

「規模に関する情報」について

(1) なぜ「規模に関する情報」の開示を選択することが認められているのか

9. 気候関連の移行リスク、物理的リスク及び機会に関する産業横断的指標等は、定量的情報による開示を行うことが望ましいと考えられるものの、定性的情報を含め、企業が表現しようとするものをより忠実に表現できる方法を認めることが適切と考えられたため、SSBJ 基準では、「規模に関

SSBJ ハンドブックは、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局が SSBJ 基準を利用される方の便宜を考慮して作成したものであり、サステナビリティ基準委員会の審議を経ていない。
また、SSBJ ハンドブックに含まれる本文書は、公表日又は更新日現在のものであり、今後、更新する場合がある。

する情報」の開示を選択することが認められています（気候基準 BC186 項）。

(2)「規模に関する情報」とは具体的にどのようなものか

10. 「規模に関する情報」としては、例えば、これまで任意に行われてきたサステナビリティ開示の実態を踏まえ、開示対象となる資産又は事業活動の規模について、企業において定量的な範囲を定め、当該範囲に関する説明とともに「大」「中」「小」のように表現した情報を開示することが考えられます（気候基準 BC186 項）。

11. 例えば、「電力事業者及び発電事業者」産業に属するある企業が、識別したリスクに対して脆弱な事業活動及び識別した機会と整合した事業活動として、自社の事業活動のうち次の 3 つを開示の対象と決定した場合、その旨の説明とともに、それぞれの事業活動の規模について、当該事業活動からの売上高の水準を用いて、次のように開示する場合があります。

(1) 企業が識別した、カーボン・プライシングにより操業コストが増加するリスク（気候関連の移行リスク）に対して脆弱な事業活動：石炭火力発電に関する事業活動（関連する売上高：7,000 億円）

(2) 企業が識別した、自然災害による操業停止のリスク（気候関連の物理的リスク）に対して脆弱な事業活動：洋上風力発電に関する事業活動（関連する売上高：800 億円）

(3) 企業が識別した、再生可能エネルギー関連の技術コスト低下によるビジネス拡大の機会（気候関連の機会）と整合した事業活動：再生可能エネルギー全般（洋上風力発電を含む）に関する事業活動（関連する売上高：2,000 億円）

事業活動の規模の凡例

規模	当該事業活動からの売上高の範囲
大	5,000 億円以上
中	1,000 億円以上 5,000 億円未満
小	1,000 億円未満

リスクに対して脆弱な事業活動及び機会と整合した事業活動の規模に関する情報

分類	事業活動	規模
気候関連の移行リスクに対して脆弱な事業活動	石炭火力発電に関する事業活動	大
気候関連の物理的リスクに対して脆弱な事業活動	洋上風力発電に関する事業活動	小
気候関連の機会と整合した事業活動	再生可能エネルギー全般（洋上風力発電を含む）に関する事業活動	中

SSBJ ハンドブックは、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局が SSBJ 基準を利用される方の便宜を考慮して作成したものであり、サステナビリティ基準委員会の審議を経ていない。
また、SSBJ ハンドブックに含まれる本文書は、公表日又は更新日現在のものであり、今後、更新する場合がある。

SSBJ 基準の定めは、重要性がない項目に対して
適用する必要はないことにご留意ください。

以　上

SSBJ ハンドブックは、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局が SSBJ 基準を利用される方の便宜を考慮して作成したものであり、サステナビリティ基準委員会の審議を経ていない。
また、SSBJ ハンドブックに含まれる本文書は、公表日又は更新日現在のものであり、今後、更新する場合がある。

本別紙では、気候関連の移行リスク、気候関連の物理的リスク及び気候関連の機会の例と、それぞれに対応する指標の例を記載しています。

「気候関連の移行リスク」について

(1)「気候関連の移行リスク」の例

- 政策及び訴訟行為の変化に関連する政策及び法的リスク
- 新たな技術が特定の企業の競争力に影響を与えることによる技術リスク
- 需要及び供給の変化による市場リスク
- 顧客又は地域社会の認識の変化に関連するレピュテーション・リスク

(2) 気候関連の移行リスクに対して「脆弱な資産又は事業活動」に関する指標の例

「IFRS S2 号『気候関連開示』に関する付属ガイダンス」IG1 項には、次のような指標の例が挙げられています。

- 移行リスクに大きくさらされる不動産担保の規模
- 炭素関連資産へのクレジット・エクスポージャーの集中
- 石炭鉱業からの売上高の割合
- 「国際民間航空のためのカーボン・オフセット及び削減スキーム」でカバーされない有償旅客キロの割合

上記以外にも、次のような指標を開示する場合があると考えられます。

- 発電源別の発電設備容量
- 高排出産業に対する投融資残高

「気候関連の物理的リスク」について

(1)「気候関連の物理的リスク」の例

- 急性のリスク：嵐、洪水、干ばつ、熱波等
- 慢性のリスク：降水量及び気温の変化等

(2) 気候関連の物理的リスクに対して「脆弱な資産又は事業活動」に関する指標の例

「IFRS S2 号『気候関連開示』に関する付属ガイダンス」IG1 項には、次のような指標の例が挙げられています。

- 洪水、熱ストレス又は水ストレスにさらされる地域にある不動産、インフラ又はその他の代替資産のポートフォリオの割合

SSBJ ハンドブックは、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局が SSBJ 基準を利用される方の便宜を考慮して作成したものであり、サステナビリティ基準委員会の審議を経ていない。
また、SSBJ ハンドブックに含まれる本文書は、公表日又は更新日現在のものであり、今後、更新する場合がある。

- 気候関連ハザードにさらされる実物資産の割合
- 100 年確率洪水地帯における住宅ローンの件数及び価値
- 100 年確率洪水地帯に所在する排水処理能力
- ベースライン水ストレスが高い又は極めて高い地域における取水及び消費に関連する売上高

上記以外にも、次のような指標を開示する場合があると考えられます。

- 国内外拠点のうち、洪水、高潮及び渇水リスクが高いと評価される拠点の数
- 物理的リスクにさらされる原材料の収量減による調達コストの変動金額
- 物理的リスクにさらされる資産ポートフォリオの割合
- 洪水時に浸水する可能性があるインフラの数

「気候関連の機会」について

(1)「気候関連の機会」の例

- エネルギー、水、廃棄物等の削減による資源効率の向上
- 温室効果ガスの排出が少ない又は温室効果ガスを排出しないエネルギー源の使用
- 新たな製品及びサービスの開発
- 新たな市場へのアクセス
- 適応能力及びレジリエンスの向上

(2) 気候関連の機会と「整合した資産又は事業活動」に関する指標の例

「IFRS S2 号『気候関連開示』に関する付属ガイダンス」IG1 項には、次のような指標の例が挙げられています。

- 低炭素経済への移行を支援する製品又はサービスからの売上高
- エネルギー効率化及び低炭素化技術に関連する正味収入保険料
- ゼロエミッション車、ハイブリッド車及びプラグイン・ハイブリッド車の販売台数
- 引き渡した住宅のうち、第三者機関の多属性グリーンビルディング基準で認証されたものの割合

上記以外にも、次のような指標を開示する場合があると考えられます。

- 持続可能性への貢献の観点で段階評価した自社製品に関するそれぞれの売上高
- 再生可能エネルギーを活用した自社製品の売上高
- 自社製品の総販売数量に対する低炭素燃料を使用する製品の販売数量の割合
- 自社製品の総販売数量に対するサステナビリティ認証を受けた製品の販売数量の割合

以　上

SSBJ ハンドブックは、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局が SSBJ 基準を利用される方の便宜を考慮して作成したものであり、サステナビリティ基準委員会の審議を経ていない。
また、SSBJ ハンドブックに含まれる本文書は、公表日又は更新日現在のものであり、今後、更新する場合がある。